

答 申 書

平成23年7月12日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 宮澤 正士

第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の公開請求にかかる「安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務」委託事業の企画競争に提出された企画提案書のうち、株式会社シマコー以外の企画提案書につき、これを不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申し立て等の経過

- 1 異議申立人は、平成22年8月9日、安曇野市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第6条の規定により、株式会社シマコー以外の企画提案書（以下「本件文書」という。）につき、閲覧等及び写し等の交付を求める情報公開請求を行った。
- 2 安曇野市長（以下「本件実施機関」という。）は、同月10日、上記情報公開請求に対し、本件文書については安曇野市が管理しているもののなかには存在しないとして、文書不存在決定（以下「本件決定」という。）をし、異議申立人に通知した。（22計画担Aア-11第31号）
- 3 異議申立人は、同月13日、本件実施機関に対し、本件決定を不服として、異議申し立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

企画競争にあたっては、その審議過程の透明性が求められるところ、実施機関は審議過程の透明性に関する説明責任を果たすべく、競争参加者から提出された申請書及び関連する添付書類並びに審議記録等を公文書として保存し、公開に努めなければならない。

にもかかわらず、本件実施機関が本件文書を保管せず提出者に返却したことは、本件条例

第32条及び同条例第3条に違反する。

第4 本件実施機関の主張の要旨

- 1 安曇野市本庁舎等建設基本計画策定補助業務委託事業の企画競争（以下「本件企画競争」という。）にあたっては、企画競争実施の公示（平成22年5月31日）の時点で、「特定しなかった企画提案書は原則返却する」ことが明示されていた。
- 2 旧建設省地方厚生課長・技術調査室長・官庁営繕部建築課長通達「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（建設省厚発第二六九号・技調発第一三五号・営建発第二四号）によれば、実施上の留意事項として、「特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。」とされている。
- 3 安曇野市以外の行政機関でも、上記通達に従って、同様の取り扱いが行われていると思われる。
- 4 本件企画競争については、株式会社シマコーを受託者として特定したため、同社以外の参加者の提出した企画提案書は、提出者に返却した。
- 5 よって、本件文書については安曇野市が管理しているもののなかには存在しない。

第5 審査会の判断理由

- 1 (1) 本件企画競争の公示には、「特定しなかった企画提案書は、原則返却すること。」とする記載があることが認められる。
 - (2) また、上記旧建設省地方厚生課長・技術調査室長・官庁営繕部建築課長通達においても、「特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。」とされていることが認められる。
 - (3) なお、安曇野市が上記公示及び上記通達に従って、特定された株式会社シマコー以外の企画提案書を提出者に返却した事実を疑うべき事情はみられない。
- 2 そうすると、安曇野市は、本件の企画競争に当たって、特定しなかった企画提案書を提出者に返還したと認められるところ、かかる処置は、通達に従った適切な処置であり、違法または条例違反の問題を生じるものではない。

従って、本件文書を提出者に返却したから、安曇野市が管理しているもののなかには存在しない、とする本件実施機関の説明は、これを是認できる。

- 3 よって、本件決定は妥当であると判断し、「第1審査会の結論」記載のとおり判断する。

第6 審査経過

- 1 平成22年8月25日 情報公開審査諮問書(22計画担Aア-11第39号)受理
- 2 同年10月15日 実施機関からの意見聴取・審議
- 3 平成23年5月17日 審議終結

以上